このメールマガジンは、メールでの情報提供を希望する登録者の みなさま及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へお送り しています。

//_/ I N D E X _/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/

・特集………… 養育費についてQ&A その2

・支援情報………… パート労働者キャリアアップ支援サイト

6月の予定 ·········· 定期法律相談編集後記········ 新緑の季節がやってきました。

■ 特集

◆養育費についてQ&A その2 前回に引き続き、エールながさきでの相談が増えている養育費についてご紹介します。

- Q. 子どもが何歳になるまで払えばいいの?
- 一般的にはお子さんが成人するまでと考えられています。
- Q. 子どもが進学したり、入院したときは? A. お子さんが進学したり、事故や病気で入院したりして臨時の 出費が必要になったときは、その都度両親で話し合って決め ることが大切です。
- Q. 一度決めた額はずっと変わらないの?
- A. 大幅に収入が減ったり、再婚して扶養家族が増えたりした場合には両親が相談して減額することもできます。
- Q. 子どもに会えない場合には養育費は払わなくてもいいの?
- A. 養育費を負担することとお子さんの面会交流は全く別の問題です。養育費と面会交流はどちらもお子さんの心身の健康な 成長にとって大切なものです。両親が離婚する際には、面会 交流と養育費についてよく話し合って決めておくことが必要 です。 (以上 養育費相談支援センター リーフレットより)

養育費は、子どものためのものです。子どもの成長に応じて必要な額を決めることができます。また、養育費だけでなく面会交流 についても十分に話し合いましょう。

YELLながさきでは、養育費や面会交流について弁護士による 無料相談を行っています。是非、ご活用ください。 (毎月第3水曜日13時から16時 事前予約制)

■ 支援情報 -

◆「パート労働者キャリアアップ支援サイト」のご紹介 パートタイム労働者のスキルを伸ばし、活躍の場を広げることを 支援している厚生労働省によるWEBページです。 下記のような、パートタイン労働者のスキルアップやキャリア アップに役立つ各種情報が掲載されています。 ぜひ、ご覧ください<(__)>

◎自分に合ったキャリアスタイルの診断ができます。 生活スタイル、仕事への考え方から、あなたの希望に合った働き 方をQ&A形式のキャリアスタイル診断できます

◎キャリアアップ事例の紹介 がら自分の希望する働き方について考え、キャリアアップを目指 しましょう

◎よくわかる労働法 パート労働に関するテーマ別の質問をQ&A形式でわかりやすく説 明していきます。

パート労働者キャリアアップ支援サイト URL https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/career/

- 6月の予定 -
- ◎「YELLながさき定期法律相談」 6月21日 (水) 13:00~16:00 《事前予約受付中》
 - ※遠方の方で来所相談が難しい方は、電話法律相談受付も 行っております。まずはご相談ください<(_ _)>

編集後記一

◆新緑の季節がやってきました。 私達日本人になじみの深い緑茶も旬を迎えています。

「夏も近づく八十八夜」という歌がありますが、いったいいつが 八十八夜なのでしょう?

ハ十八夜とは、立春から数えて88日目、今年は5月2日に当たります。 「新茶を飲むと、その年は健康に過ごせる」と言いますが、もう

一つ注目したいのはリラックス効果。 新茶にはリラックス効果の高いテアニンという成分が多く含まれ、 ゆっくりと香りも楽しみながら飲むことは手軽なアロマテラピー にもなります。

寒暖差が激しく、心身ともにストレスが溜まりやすいこの時期、 緑茶でほっと一息してみませんか?

最後まで読んでいただいてありがとうございました<()>

@YELLながさきのメールマガジン

発 行 日:毎月2回発行(休刊:祝日、年末年始など) ※ご意見ご感想はこちらまで

yell@nagasakishi-boshikai.jp

@YELLながさき通信 毎月、情報誌「YELLながさき通信」を発行しています。 ご購読希望の方はご連絡ください。 また、ホームページからも読む事が出来ます。 http://www.yell-nagasaki.jp/yell_tuushin

@フェイスブックページでも情報発信しています。あわせてご覧ください<(_ _)>https://www.facebook.com/yellnagasaki

@応募書類作成支援

YELLながさきでは、職務経歴書の書き方からパソコンでの作成 ・印刷までサポートしています。何か不安な事、分からない事がありましたら、ぜひご相談ください。 また、メールでの添削・アドバイス等もしております。

※今後、本メールマガジンが不要な方は、ご面倒ですが、下記アドレスまでメールを送信ください<(_ _)> yell@nagasakishi-boshikai.jp

【件名】メルマガ配信解除 【本文】①名前 ②フリガナ

【発行元】